

令和7年度 江東区立南陽小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表等による「南陽小学校いじめ問題対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、生活指導夕会を定期的に実施し、児童の状況を日常的に学校全体で共有する。

そして、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、教育委員会に報告し早期対応にあたる。

南陽小学校いじめ問題対策委員会 委員名簿（令和7年度）

役職	職名等	氏名
委員長	校長	
副委員長	副校長	
委員	生活指導主幹	
委員	主幹	
委員	養護教諭・コーディネーター	
委員	スクールカウンセラー	
委員	学年主任・生活指導主任	
委員	保護者代表	
委員	地域代表	

南陽小学校いじめ問題対策委員会（定期） 開催予定

回	日程	内容
第1回	令和7年6月9日（月）	発足会 ※民生児童委員会後実施
第2回	令和7年11月10日（月）	学校の状況報告、外部機関支援計画
第3回	令和7年2月9日（月）	学校の状況報告、次年度への引継ぎ

3 いじめの未然防止の取組

- (1) 人権教育の推進…いじめ防止対策推進法の目的に鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止、早期解決を図る。

具体的な取組例

- ・人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて共通理解を図るための人権教育推進プランを活用した研修の実施
- ・児童一人一人に人権尊重の精神を育むための授業実践

- (2) わかる授業づくり…児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組例

- ・授業改善推進プランによる学校全体での授業改善
- ・授業力向上の取組の実施
- ・学び方スタンダードによる授業規律の確保
- ・基礎・基本の定着に向けた取組の充実（南陽タイム、到達度確認テストの活用）
- ・個別指導計画に基づく指導の充実

- (3) 道徳教育の充実…「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組例

- ・道徳授業地区公開講座の充実
- ・道徳教育推進教員によるOJT研修
- ・「思いやり」「友情」をテーマにした授業の実践
- ・アフタヌーンタイム等における校長の講話
- ・いじめ防止に関わる授業を年3回以上実施

- (4) 体験活動の充実…他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組例

- ・あいさつ運動の充実
- ・動植物を育てる飼育栽培活動を通し、生命を尊重する教育の実施
- ・代表委員会を中心とした児童主体の取組の充実
- ・なんようしぐさによる思いやりの気持ちを育む教育の充実

- (5) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組例

- ・毎朝、担任が児童を迎え入れる体制の確保
- ・帰りの会等における友達同士の関わりの振り返り
- ・健康観察の際に児童の表情等の確認
- ・服装、持ち物、身体の様子、掲示物、机の落書き等の確認
- ・学習環境の整備

- (6) SNS を通じて行われるいじめに対する対策……全校児童の SNS、インターネット使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組例

- ・児童の現状把握
- ・個人面談、保護者会での啓発
- ・セーフティ教室の充実
- ・必要に応じて関係諸機関との連携した対応の徹底
- ・GIGAワークブック

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組例

- ・OJT 研修の充実
- ・会議等を利用し学校におけるいじめ問題の共有化の促進
- ・「STOP! いじめあなたは大丈夫?」を活用した指導の充実
- ・いじめ防止教育プログラムを活用した指導の充実

- (8) 特別支援教育の充実……特別支援教室、難聴言語障害通級指導学級に加え、通常学級における特別支援教育を推進し児童一人一人を大切にする教育を推進する。

具体的な取組例

- ・特別支援教室と連携を強化し、配慮が必要な児童一人一人への個別指導の充実を図る
- ・難聴言語障害通級指導の充実、学級理解啓発授業の実施
- ・子供支援委員会による情報共有、指導体制の確立
- ・ICT の活用、情報量の調整、時間と場の構造化によるユニバーサルデザインの充実

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組例

- ・ふれあい月間と連動した指導の充実
- ・アンケートに基づく個別指導、組織的な対応、家庭との連携

- (2) 教育相談の充実……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組例

- ・SCの活用による校内体制の充実（SCによる5年生の全員面談の実施）
- ・アンケートに基づくSCと児童の面談による児童理解の促進
- ・地域との連携の充実

- (3) 個人面談、連絡帳等の活用……個人面談・連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組例

- ・連絡帳の確認
- ・児童の現状把握
- ・学校での児童の様子 of 積極的な情報提供
- ・個人面談を活用した保護者の相談に応じる機会の確保

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、必要に応じて速やかに学校いじめ問題対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止する。
必要に応じて、いじめ問題対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。
（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 重大事態の定義
 - ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合等）
 - ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 重大事態への対応
 - ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ② 学校は、重大事態が発生した場合、「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③ 被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、報告・調査に当たる。
 - ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ⑤ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。